

令和5年度 葛飾区 居宅訪問型保育事業者（個人） 集団指導 ～ 第1部 制度概要編 ～

子育て支援部子育て施設支援課

指導検査係

葛飾区が指導監督を行うこととなった経緯

- ◆ 令和5年10月1日、葛飾区が児童相談所を設置
- ◆ 児童相談所設置市に係る事務が、東京都から葛飾区へ移管
- ◆ 葛飾区が認可外保育施設に関する指導監督を実施

第1部

制度概要編

第2部

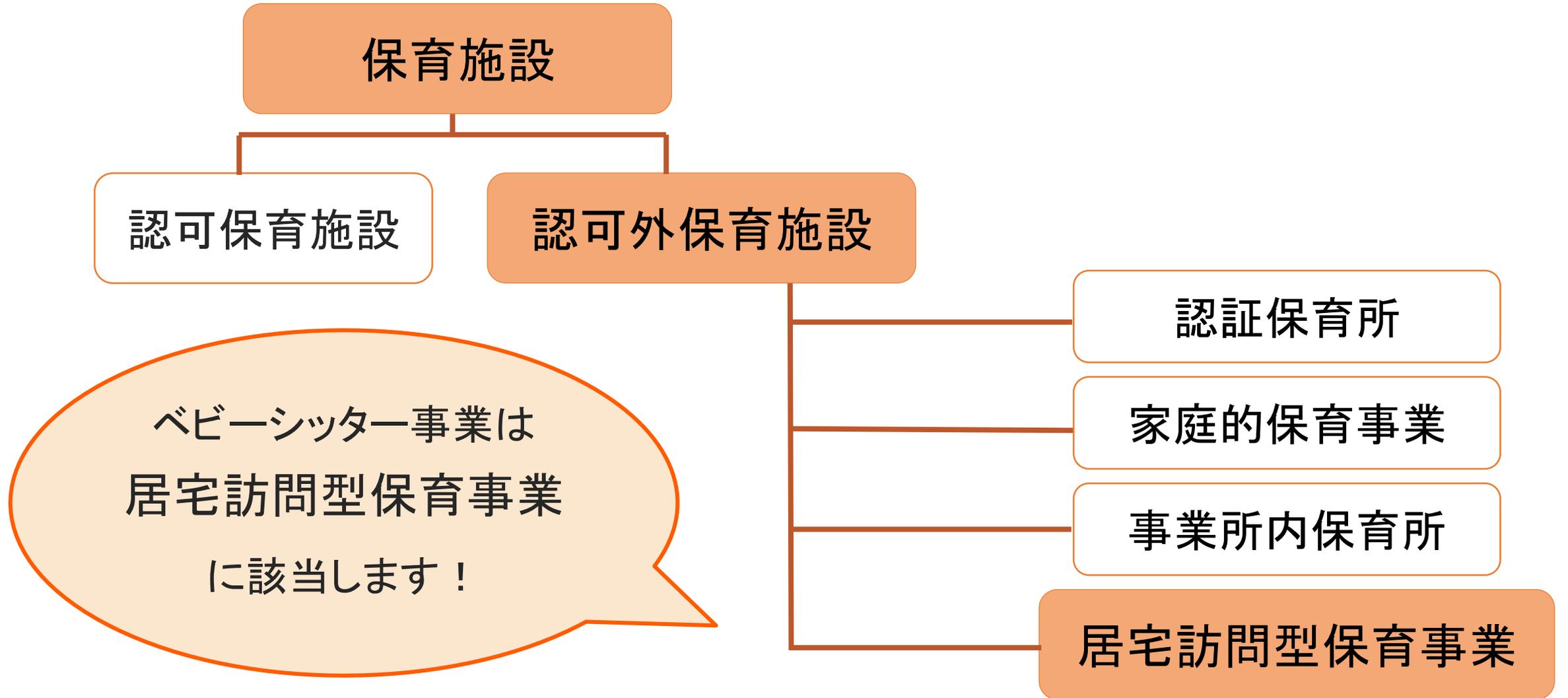
指導監督基準解説編

第3部

事故防止編

1. 認可外保育施設の概要

保育施設の体系



認可外保育施設とは・・・

- ◆ 保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育所、地域型保育事業及び認定こども園以外のものの総称
- ◆ 利用料の有無や預かり時間の長短に関係なく、保育者の自宅で行うものや少人数のもの、児童の居宅等に訪問して行う事業も含まれる。

認可外保育施設と葛飾区の主な関わり

| | |
|------|-------------------------------------|
| 事前相談 | 窓口・電話等 |
| 届出 | 設置届、変更届、休止・廃止届 |
| 報告 | 運営状況報告書、事故報告書等 |
| 立入調査 | 法人 →法人現地にて実施 個人事業主 →集団指導及び自己点検報告 |
| 集団指導 | オンライン講習 |
| その他 | 研修の周知、開催等 |

2. 認可外保育施設の届出

認可外保育施設の届出義務

- ◆認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更、休止・廃止の日から1か月以内に都道府県知事（葛飾区長）へ届け出なければならない。

[児童福祉法第59条の2第1項又は第2項](#)

- ◆規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

[児童福祉法第62条の4](#)

届出の種別

- ◆ **設置届**：事業開始後、様式及びその他添付書類により必要事項を届け出る。
- ◆ **変更届**：事業開始後、届出事項に変更があった場合、変更内容を届け出る。
- ◆ **休止・廃止届**：施設を休止または廃止した場合、届け出る。

【問い合わせ先】

葛飾区子育て支援部子育て施設支援課施設支援係
(電話：03－5654－8595)

3. 認可外保育施設の報告

葛飾区への報告

◆ 運営状況報告

→ 毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

◆ 事故報告

→ 施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒等）が発生した場合に報告

【掲載場所】 葛飾区ホームページ （ページ番号：1034051）

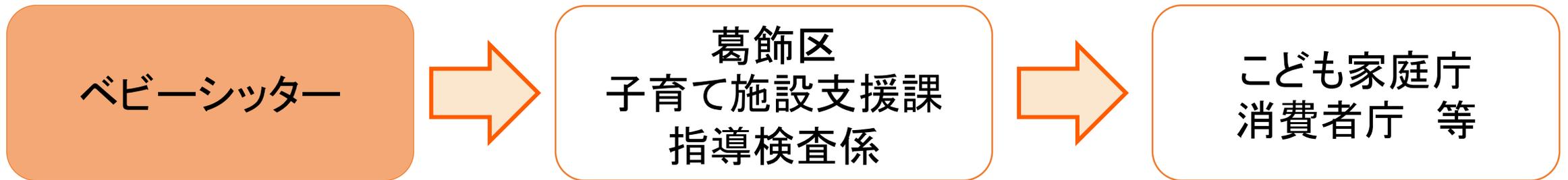
[「認可外保育施設における運営状況・事故報告・長期滞在児の報告について」](#)

事故報告について

- ◆ 事故の発生及び再発防止の努力義務化や、事故が発生した場合における都道府県（葛飾区）への報告が義務化
- ◆ 報告の対象となる重大事故の範囲
 - 死亡事故
 - 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
 - その他、重篤な事故に直結するような事件・事故等
- ※ 意識不明（人工呼吸をつける、ICUに入る等）の事故については、その後の経過にかかわらず、事案が生じた段階で報告すること

事故報告の流れ

- ◆ 第1報: 原則事故発生当日(遅くともその翌日)
- ◆ 第2報: 原則事故発生から1か月以内



ベビーシッターからの報告を受け、葛飾区から関係機関へ報告します。

4. 幼児教育・保育の無償化関係

無償化の対象施設となるには

- ① 葛飾区への届出(設置届)
- ② 葛飾区の「確認」を受けるための申請(確認申請)
- ③ 利用者が「保育の必要性の認定」を受けること
- ④ 国が定める認可外保育施設の基準を満たすこと
- ※ ④は認可外保育施設の基準を満たす証明書の交付を受けていることが必要

保育料の無償化猶予期間: 令和6年9月末まで ※区外の子どもを保育する施設

証明書が交付されるには

- ◆立入調査又は集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている施設に交付

《指摘事項がない場合》

→原則として、立入調査
又は集団指導後、指摘
事項がないことを確認し
た日の翌月1日付交付

《指摘事項がある場合》

→原則として、改善状況
報告提出後、指摘事項
の改善を確認した日の
翌月1日付交付